平成２１年（フ）第１７５７号
京都市南区東九条西明田町２番地３
債務者　向井　郁代（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市住１－４棟705号
債務者　中西　真弓
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０５号
京都市右京区宇多野福王子町５番地34
債務者　池部　眞浪（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９３号
神戸市兵庫区里山町１番地の301
債務者　井畑友季子（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１３号
神戸市北区山田町下谷上字下ノ勝７番地、従前の住所神戸市垂水区大町４丁目５番14―303号
債務者　髙木　　竜
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５４号
神戸市長田区三番町２丁目６－６、住民票上の住所神戸市兵庫区駅前通４丁目３番６―21号
債務者　菅波　一夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５５号
神戸市長田区三番町２丁目６－６、住民票上の住所神戸市兵庫区駅前通４丁目３番６―21号
債務者　菅波　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５８号
神戸市中央区筒井町３丁目８番16号ダイヤモンドハイツ103号
債務者　井上和夫こと　朴　　和夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６４号
兵庫県三木市大塚224番地エビスマンション208号
債務者　小倉　　円
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９４号
兵庫県伊丹市寺本４丁目63番地　14―104号、前住所大阪府豊中市利倉西１丁目４番５―302号
債務者　天野　剛三
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３７０号
兵庫県宝塚市逆瀬台２丁目７番30―601号
債務者　蒲池　圭子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８６号
兵庫県宝塚市山本西２丁目11番２―211号
債務者　青江　紀美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８７号
兵庫県宝塚市山本西２丁目11番２―211号
債務者　青江　啓子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４０４号
兵庫県伊丹市桜ケ丘２丁目４番14号
債務者　岡本　　要
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７０号
兵庫県たつの市誉田町井上390番地
債務者　瀧北　惠介
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第９４号
鳥取県倉吉市志津925番地23　岡部方
債務者　松本　雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８３４号
広島市西区観音新町３丁目９番37―103号
債務者　佐々木典子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９１号
広島市南区宇品海岸１丁目９番９―303号
債務者　石川　由美（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部